

規則様式第2号

政 務 活 動 報 告 書

令和7年2月17日

丹波市議会

議長 谷水 雄一 様

会 派 名 丹 新 会

代表者氏名

又は議員名 吉積 毅

このたび、政務活動を実施しましたので、丹波市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

活動(調査)期間	令和7年2月13日(木)
活動(調査)先	四季の森生涯学習センター・東館 第2会議室 講師 高沖 秀宜
参加議員	広田 まゆみ
活動(調査)内容の概要	自治体議会特別セミナーin 丹波篠山 議員の資質向上と議会運営の基本 1, 「二元代表制」における議会活動 2, 議会運営の基本と通年制議会 3, 一般質問と政務活動の政策的活用 4, 議員力・議会力の強化と政策提言・政策提案

内容及び所感

1, 内容は添付資料参照



2. 所感

二代表制度は、住民が主権者であり、首長と議員を別々の選挙で選ぶ。首長は執行機関であり、議会は議事機関（審議する機関、熟議する機関）である。議会基本条例に、議会は議決機関であると記載している所があるが、それは間違いであるとの事であった。丹波市議会基本条例でも、議会は議決機関との記載であるため変更の必要がある。

議事機関の根拠は、憲法第93条 「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。」 また地方自治法第89条 「普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。」

二代表制における議会の役割とは

住民は議会に対して、首長を支援する・支持する役割を期待していないだろう。議会は、首長とは立場が異なる。例えば、予算（案）は首長が政策に必要な予算を提案するが、その予算に議員の意見を入れる（民意を反映する）ことで、修正案は議会が出した政策になるとの事である。予算（案）は議会が決定するもので、それにより住民の意向が反映された予算となるのだから、修正案が出るのは当たり前であるとのことだが、修正案を出すまでとなると、なかなかハードルが高いと感じた。議員力と議会力の強化の話もあったが、会派内調整・他会派との調整により議会力を向上することの重要性を感じた。

通年制議会について

メリット

- 1, いつでも会議を開くことができるため、より慎重な議案審査や、専門的な調査をおこなうことができる
- 2, 委員会を必要に応じて開催できるので、調査研究活動や議員間の討議の活発化が期待できる
- 3, 市政に対する監査機能や政策立案の機能が強化できる
- 4, 市長や議員が必要に応じて、議案を提出できる
- 5, 市長が提出する議案などを年間を通じて審議することができるため、市長の専決処分を必要最小限に抑制することができる

議員が通年を通して活動することで、議会事務局が多忙になる可能性は高く人員の増加が必要になる。また兼業議員にとっては、時間的に厳しくなるだろうと予想できる。しかし、丹波篠山市で施行されていることを考えれば、研究する価値はあると感じた。

以上

規則様式第2号

政 務 活 動 報 告 書

令和7年3月16日

丹波市議会

議長 谷水 雄一様

会 派 名 丹新会

代表者氏名
又は議員名 吉積 毅

このたび、政務活動を実施しましたので、丹波市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

活 動（調査） 期 間	令和7年2月25日
活動（調査）先	◎視察先名称・住所・電話番号 ○会場：氷上住民センター研修室 〒669-3601 丹波市氷上町成松1
参 加 議 員	家田優樹
活 動（調査） 内 容 の 概 要	議案研究実践スッキリセミナー —3月議案をスッキリ読み解こう— 議案が対象としている「行政の仕組み」や、提案の背景となっている「国の動向」等を学ぶ。

※議員それぞれの報告書及び参考資料を添付

令和7年3月16日

議案研究実践セミナー 報告書

丹新会 家田優樹

■議案第2号

丹波市特別職の職員で常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について

○重要な観点

1. 他市事例を踏まえたうえで、適切な対応なのかを判断する事
2. 市長・副市長の対応において、どの部分が減給の原因となったのか

■同意第2～5号

人権擁護委員の候補者の推薦について

○定員について

丹波市では現在23名の人権擁護委員がいらっしゃり、そのうち今回、任期の切れる4名の方の後任を推薦するもの。任期は3年。法務省としては人口6万～8万の市では10人を基本としていますが、丹波市はずいぶん多い。

○主な活動

1. 人権相談に応じる
2. 人権侵害による被害者を救済する
3. 様々な人権啓発活動を行う

○給与

人権擁護委員は、給与を支給しない

■議案第14号

丹波市過疎地域持続的発展計画の変更について

○過疎法の対象となる過疎地域とは

- ・市町村または合併前の旧市町村域
- ・財政力指数0.51以下
- ・昭和50年の人口と最新の国勢調査人口を比較して、23%以上人口が減少
- ・65歳以上の人口比率が35%以上
- ・15歳以上35歳未満人口比率が11%以下

○どんなオトクがあるのか

- ・国庫補助率のかさ上げ(過疎法 12 条・13 条)
 　└保育所、小中学校や消防施設が 5.5/10 に補助率 UP
- ・過疎対策事業債の発行(過疎法 14 条)
 　充当率 100%+経費の 70%が交付税措置
- ・税制措置(過疎法 23 条・24 条)
 　振興業種の設備取得費用の特別償却(割増)
 　地方税の課税免除または不均一課税を行った場合、減収分を補てん
- ・金融措置(過疎法 21 条・22 条)
 　日本政策金融国庫などからの資金貸付

■議案 15 号

阿草辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の変更について

○辺地とは何か？

・当該地域の中心を含む 5 平方キロメートル以内の面積の中に 50 人以上の人口。
 中心とは固定資産課税台帳に登録された宅地の 3.3 平方メートル当たりの価格が最高の地点。

・辺地度点数が 100 点以上である
 辺地度点数の算定方法は「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則」にある。

○お得な部分

・辺地債の充当率は 100%で、全額を借金できる。
 交付税措置率は 80%。

■議案第 19 号

丹波市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○法律について

- ・70 年ぶりの抜本的改正
- ・時代の変化にそぐわない制度になっていた

○改正の概要

- ・旅費の計算方法に係る規定の簡素化
- ・支給対象の見直し
- ・適切な支出の確保

■議案 23 号

丹波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○丹波市の人数割

7割(43万円以下)：2200人

5割(43万円+被保険者数×29万円以下)：1200人

2割(43万円+被保険者数×53.5万円以下)：950人

○保険料と保険税の違い

- ・国民健康保険料：国税徴収法による徴収。消滅時効2年。大都市圏に多い。
- ・国民健康保険税：地方税法による徴収。消滅時効5年。地方での採用が多い。

○保険税の構造

- ・国、県、市の割合について記載
- ・市が負担しているのは全体のうち12億円のみ

■所感

議案質疑を考えるにおいて、基礎となる知識を入れることが出来た。歴史の部分が特に参考となり、どのような意図で改正が行われてきたかを踏まえたうえで、議案をとらえることが出来た。これからも議案質疑のレベルを上げていきたい。

規則様式第2号

政 務 活 動 報 告 書

令和7年3月16日

丹波市議会
議長 谷水 雄一様

会 派 名 丹新会

代表者氏名
又は議員名 吉積 毅

このたび、政務活動を実施しましたので、丹波市議会政務活動費の交付に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり報告します。

記

活 動（調査） 期 間	令和7年3月1日から令和7年3月2日まで
活動（調査）先	◎視察先名称・住所・電話番号 ○会場：益田市立市民学習センター 〒698-0033 島根県益田市元町 1126
参 加 議 員	家田優樹
活動（調査） 内 容 の 概 要	～ますだひとまち集会 2025～。 市民主体で行われているイベントです。 社会教育の視点から非常に面白い取り組みとなっており、 分科会では「地域と学校で作る」テーマとし、講演と対話を行います。 【日程】 3/1 13:00～ オープニング、分科会による対話 14:40～ モチヨルトーク 16:00～ マスダノヒト×牧野篤氏×那須正裕氏 3/2 9:00～ 座談会 and more

※議員それぞれの報告書及び参考資料を添付



令和7年3月16日

ますだひとまち集会 2025 視察報告書

丹新会 家田優樹

■分科会による対話・モチヨルトーク

○所沢市 松井小学校と地域活動の取り組み

所沢市松井小学校のオープンスペース校舎や学校図書館の設立経緯、地域活動の実践事例について整理しました。また、地域学校協働の制度活用や後援会、学校運営協議会の取り組みについても触れています。

1. 松井小学校の特徴と図書館設立の経緯

松井小学校は、オープンスペース型の校舎設計を採用し、開放的な学習環境を提供しています。さらに、学校図書館の設立にも力を入れており、どのような経緯で図書館が作られたのかについて関心が寄せられています。

2. 地域学校協働活動の意義

地域学校協働の制度自体は存在していましたが、当初はその意義が十分に浸透していなかったとされています。活動を通じて、地域と学校の関係性を深め、制度の意義を明確化していくことが重要です。

3. 後援会の役割と地域の協力体制

地域の人的資本の活用

後援会では、地域の人々がスケジュール管理や人的資本の提供を担い、協力体制を整備していました。

コミュニティスクール（コミスク）の導入

- ・教育委員長と体育祭の場で話をし、学校への支援を受けることができた。
- ・人選の方針として、特定の強いリーダーが全てを動かすのではなく、幅広く協力を得る体制を構築。
- ・「私がやる」と手を挙げた人には、主体的に関わってもらう。

4. 地域学校協働活動の具体例

- ・環境美化活動
児童が楽しみながら参加できるよう、水鉄砲を使った清掃活動を実施。
- ・地域の祭り（まつり）
キッチンカーを活用し、地域の負担を軽減しつつイベントを運営。
- ・講座の企画・学校探検ツアー
学校探検ツアーを実施し、終了後には片付けまで同時に行うことで参加者の主体性を育む。

- ・ハロウィンイベント

教職員も仮装し、児童と共に楽しめる仕組みを作る。

理科室にある骨格標本も「参加」するなど、ユーモアを交えた企画を実施。

- ・挨拶活動

地域の各所に旗を立て、活動を広める。

「領地専用的」なシンボルとして、地域の一体感を醸成。

5. 学校運営協議会の実施方法

井戸端会議形式を採用し、堅苦しくない雰囲気で見聞交換を行う。

参加者が立ったままで話し合うことで、自由な発言を促す。

6. 不登校支援の取り組み

- ・児童への関わり方

前向きな言葉が出るのを待つ姿勢を大切にする。

夏休みに、不登校児にどのような声かけをすべきか学ぶ機会を設ける。

「ふらっとサポーター」の活用

学校内部で、不登校児を支援する役割を担うサポーターを配置。

- ・この活動に関する予算の確保について、検討の余地がある。

不登校支援活動は年間3回実施し、継続的な支援を行っている。

- ・まとめ

松井小学校では、地域の協力を得ながら、開放的な学びの場の提供と、児童が主体的に関われるイベントの実施を進めています。また、学校運営協議会では、井戸端会議のような形式を採用し、地域との意見交換を活発に行うなど、地域と学校が密接に連携する体制を構築しています。

不登校支援についても、単なる指導ではなく、児童の心に寄り添う姿勢を大切にしながら取り組んでおり、支援体制の充実が求められています。今後も、地域と学校が一体となり、教育の在り方を柔軟に模索していくことが重要です。

○まちが学び場 ～みんなの「やりたい」が湧き上がる 6かるプロジェクト～
学校の外に目を向けると、地域には学びの場が無限に広がっています。本プロジェクトは、「学び場は学校だけなのか？」という問いを出発点に、生徒たちが地域とつながりながら主体的に活動し、自らの「やりたいこと」を見つけることを目指すものです。地域全体が学びのフィールドとなり、生徒たちが実践を通じて学び、成長できる環境をつくるのが、このプロジェクトの大きな目的です。

1. 6かるプロジェクトとは？

「6かるプロジェクト」とは、地域とつながりながら学びを深めるために設計された、6つのステップからなる活動です。生徒たちはこのプロセスを通じて、地域の課題や魅力を発見し、自らの「やりたいこと」を見つけ、実践へとつなげていきます。

- ①つかる（地域に深く関わり、その環境を理解する）
- ②つながる（さまざまな人と出会い、関係を築く）
- ③わかる（地域の課題や特徴を知る）
- ④みつかる（自分の興味やできることを発見する）
- ⑤とっかかる（実際に活動を始める）
- ⑥わきあがる（活動を通じて、新たな挑戦が生まれる）

この流れを大切にすることで、単なる知識の獲得ではなく、実体験から学びを得るプロセスを重視しています。

2. プロジェクトの目的

このプロジェクトが目指すのは、生徒たちが地域の活動に関わりながら、「自分のやりたいこと」を見つけ、行動に移す力を育むことです。そのために、次のような地域のあり方を目指します。

- ・やりたいことを支え合える地域
- ・「やってみたい」という気持ちを実現できる環境
- ・地域の人々が率先してまちを盛り上げる仕組みの構築
- ・生徒たちが地域の中で挑戦し、それを周囲の人々が支える。この循環を生み出すことで、地域全体が活性化し、新たな学びの場として機能することが期待されます。

3. 2年生の取り組み

2年生は特に「つかる」ことを徹底し、地域と深く関わる経験を重視します。ただ地域のイベントに参加するだけでなく、企画や運営に携わることで、より実践的な学びを得ることが求められます。

@活動のルール

- ・自分が活動する地域は自由に選べる
 - ・1年間を通じて同じ地域で活動する
 - ・活動の最後の30分は必ず対話の時間を設ける
 - ・「何をやりたいか」だけでなく、「やってみて次にどうしたいか」を話し合う
- この対話の時間を設けることで、活動が一過性のものにならず、生徒自身が次のアクションを考える機会となります。

4. 気持ちの変化

活動を重ねていく中で、生徒の意識にも変化が生まれます。

当初は「みんなでやる活動」として取り組んでいたものが、次第に**「わたしがやる活動」へと意識が変化していく**のです。

「やらされる」ではなく、「自分がやりたいことを見つけ、それに向かって行動する」ことが、このプロジェクトの大きな成果となります。

5. 益田中学校における取り組み

○ 目的

生徒たちが活動を通じて「地域のことを話れるようになる」ことを目指す。

◎ 現在の課題

「やりたいことが明確にある生徒」は少ない

与えられた活動を楽しむだけでなく、「こうすればもっと良くなるのでは？」と考える力を育てたい

すでに地域で自主的に活動している生徒もいるが、その姿が他の生徒の刺激となることが期待される

学校や地域とのつながりを深めることで、自ら考え、行動できる生徒を増やすことが求められています。

6. 地域と学校の声

◎ 地域の声

「自分たちの地域が消えてしまうのではないか」という危機感がある。

地域の人々が積極的に関わることが、まちを存続させるために必要だと感じている。

◎ 学校の声

「地元に愛着を持つ生徒を増やしたい」という願いがある。

また、特定の地域に限らず、「どこにいても、まちを大切に思う気持ちを持ってほしい」と考えている。

7. 対話活動の意義

◎ 活動の流れ

- ・様々な世代と関わる機会を設ける
- ・対話を通じて、自分の「やりたいこと」や、地域でできることを発見する

◎ アンケート結果

- ・90%以上の生徒が「活動に満足」と回答
- ・実際に、地域活動を通じて進路を決める生徒も増えている

このことから、地域との関わりが生徒の成長に大きな影響を与えていることがわかります。

8. まとめ

このプロジェクトを通じて、生徒が自分の「やりたいこと」を見つけ、地域の中で実践できる環境を整えることを目指します。活動を通じて地域とのつながりを深め、まち全体が学びの場となることで、より豊かな教育環境を生み出すことができるでしょう。

最終的には、「やりたいことが実現できるまち」をつくり、地域と学校、そして生徒自身が協力しながら、新しい学びの形をつくりあげていくことが求められます。

■ マスダノヒト×牧野篤氏×那須正裕氏

1. 公民館と地域活動の役割

公民館は、個人同士のつながりを広げる場として機能し、地域の人々が集い、互いに支え合う環境を生み出しています。例えば、小学校内にカフェを設置することで、地域の人々が交流しやすくなるといったアイデアが提案されました。また、青葉コミュニティテラスでは、年4回の活動を通じて学校外の学びの場を提供しており、これが地域のつながりを強化する役割を果たしています。

2. 益田市の中学校教育と学習指導要領の課題

学力低下の要因として、総合的な学習の時間の影響が指摘されました。学びの場を単に学校内に限定するのではなく、地域の人々と連携しながら学習を進めることで、子どもたちがより主体的に学ぶ環境を整えることが重要です。地域が学びの場を提供し、教育に積極的に関わることで、学校教育だけでは解決できない課題にアプローチできます。

3. 市民主体の活動の意義

「活動を重ねていく中で意味が生まれる」という考え方が共有され、これまでの「課題解決型」のアプローチではなく、「過程を重視する」姿勢が大切であると議論されました。地域の中で継続的に取り組むことが、やがて大きな変化を生み出すという視点は、公民館や学校教育の在り方にも通じるものです。

4. これからの教育のあり方

現行の学校教育は、「やらなければならないこと」「やってはいけないこと」の規則に縛られ、子どもたちの「やりたいこと」を尊重する余地が少ないという指摘がありました。学校において不登校の原因は単に「人間関係の問題」ではなく、「学校が面白くない」ことにもあるのではないかという意見も出ました。

近年、全日制高校の希望者が90%を切り、通信制高校への移行が増えている背景には、子どもたちが多様な学びの選択肢を求めていることが関係しています。学校の管理的な体制が、子どもたちの可能性を制限しているのではないかとという疑問も投げかけられました。

5. 通信制教育と地域教育の可能性

「学校そのものの必要性」を改めて問い直すべきではないかという提案もありました。学校は本来、学ぶための場であると同時に、民主主義を学ぶ場でもあるべきです。従来の「一律の教育」ではなく、地域ごとに異なる教育を前提とし、多様な学びの場を設計することが求められています。これは、公民館の活用とも共通する考え方であり、公民館がパン屋や図書館、イベントスペースとして機能するように、学校も多様な使い方ができるのではないかという視点が共有されました。

6. 現在の教育システムの問題点

現在の教育システムは「フィクション」として成り立っている部分が多く、すべての子どもが同じ方法で育つわけではないのに、「同じことを学べば同じように成長する」という前提で構築されています。また、働くことに対する考え方にも疑問が投げかけられ、「我慢するからお金がもらえる」という従来の価値観が変化しつつあることが指摘されました。

市場経済が前提としてきた「同一化された労働力市場」は、少子化の影響を受けて崩れつつあり、今後は「バラバラなことを前提として設計する」時代に移行する必要があります。この変化の中で、社会教育の役割が重要になり、地域で人が関わりを持つための土壌を作ることが求められています。

7. 指導方法の変革

一斉指導は効率的ではありますが、本来、日本の伝統的な教育法ではありません。歴史的に見ると、寺子屋のように個別指導のほうが一般的であり、学習効率も4倍高いとされています。また、授業の進度に関するアンケートでは、「早い」「普通」「遅い」の割合が27:45:27となっており、多くの子どもが授業のペースに適応できていないことが明らかになっています。

8. 教育と社会の関係

これまでの教育は「ふるさとを捨てる」ことを前提としており、都市部への進学・就職を推奨する構造になっていました。しかし、幸福の本質は「健康」や「人間関係」にあり、収入の高さが幸せに直結するわけではありません。子どもたちが豊かな人生を送るためには、面白い大人との出会いが不可欠であり、教育の場でそうした機会を増やすことが重要です。

例えば、川の掃除を15年間続けても「川は綺麗にならない」という経験は、問題解決を目的とするのではなく、新しい視点を提供する機会となります。子どもたちは「問題を解決する」ことではなく、「新たな視点を得る」ことによって本質的な学びを深めるのです。

9. 未来の教育の方向性

教育の目的は「社会の担い手」を育てることではなく、「社会の作り手」を育てることにシフトすべきです。地域ごとに異なる教育を前提とし、学校や公民館がその地域のニーズに応じた学びの場を提供することが理想的な形です。

「やってみて上手いかなかったら、上手いくまでやればいい」という精神のもと、地域が教育の担い手となり、独自の学びの場をつくっていくことが求められます。「格差ではなく違いを尊重する」視点を持ち、地域が主体的に教育に関わることが重要です。

10. まとめ

教育は「絶望を見せること」でもあります。子どもたちが現実を知り、その中

で何を学び、どう生きるかを考える場を提供することが教育の本質ではないでしょうか。地域の役割を強化し、多様な学びの場をつくることで、子どもたちが自らの意志で学び、成長していく環境を整えていくことが求められます。

■座談会 and more

地域と学びの新たな関係 ～対話とつながりが生み出すもの～

本報告では、地域の学びの場のあり方や、境界線を緩やかにする試み、そして子どもと大人が共にまちをつくるための仕組みについて考察します。まちが持つ関係性の力、そしてそれが生み出す自由と充実感について、さまざまな視点から検討しました。

1. 祭りを通じた地域のつながり

おおぼくんの取り組みとして、祭りの開催が挙げられます。地域の人々が共に楽しむ場をつくることで、自然な関係性が生まれ、新たな対話が生まれることが期待されます。

2. 境界線を緩やかにするために

地域や学校には様々な「境界線」が存在します。これを緩やかにし、自由な学びや関係性を生み出すには、対話を重ねることが重要です。

@境界線を持つメリット

- ・明確な線引きがあると、ルールがシンプルになり、管理がしやすくなる。

@境界線を緩めるための方法

- ・「問い」を3回繰り返し、表面的な議論を超えて本質を探ることが大切。

@善悪とは何か？

道徳はどのように生まれたのか？

→ その経緯を学ぶのではなく、「心が動かされることで善悪が変わる」ことに着目する。

3. 益田が広がった理由

- ・益田の地域活動が広がった背景には、「何を理解していれば本質を捉えられるか」という視点があった。
- ・現在は白黒に分かれてしまっている課題も、「問いを立てることで共通点を見出す」ことができる。

@楽しいこと＝自由ではない

→「解放されると退屈になる」という逆説的な構造がある。

→ 自由が成り立つためには、関係性が必要であり、人とつながることで本当の意味での自由が生まれる。

4. 何が影響を与えたのか

@ これまでの取り組み

- ・カタリバ（対話型の学び）が地域や行政に影響を与えてきた
- ・子どもがまちを離れることに対する大人の危機感
- これが、大人と子どもが直接対話をする場を生み出した
- 信頼できる大人との出会いが、地域をより魅力的なものにしている

5. メンター制度の導入

・地域の大人が子どもたちの学びをサポートする仕組みとして、メンター制度が取り入れられている。

- ・企業側が積極的に関わることで、より実践的な学びが生まれる
- ・生徒は、企業そのものではなく「人」としてのメンターを意識するようになる

@企業 メンターとの関わり方

話が長くなりがちな大人でも、生徒の質問を起点に対話を進めることで、双方向の学びが生まれる。

「求人をかけろ」のではなく、地域側が主体的に選考する仕組みが求められる。

6. 諦めと充実感のバランス

子どもがまちづくりに参加することには、「自己完結」ではなく「何かしたい」という想いを持つことが大切だと考えられる。

「全員が関わる必要はない」

→ できる人が、できる範囲で関わるのが大切。

知識の循環が生まれる場をつくることが重要

→ 例えば、子どもと老人ホームの交流など、世代を超えた学びが必要。

7. 公民館の役割と新たな活用

@ 現状

- ・かつての公民館の役割が薄れつつある。
- ・公民館を「相談の場」として再活用する動きもある。

地域によって公民館の活用のされ方に違いがあるため、横のつながりを強化し、他の地域へ良い事例を反映させる仕組みが求められる。

8. まちの自由と関係性

- ・自由は解放によって生まれるが、同時に退屈も生み出す。

そのため、単に「自由な環境を与える」のではなく、関係性をつくる必要がある。

@関係性の中での学び

- ①解放される
- ②自由が生まれる
- ③退屈になる

④つながりをつくる

⑤対話をする

⑥お互いを引き出し合う

このプロセスを繰り返すことで、地域の中での学びが深化し、新たな価値が生まれる。

9. まとめ

この報告の中で共通して見えてきたのは、「関係性の中でこそ、学びや自由が生まれる」という視点である。まちづくりは、一部の人が担うものではなく、関わりたい人が関われる仕組みが重要。「生み出すことがある幸せ」と「何もない幸せ」の両方が大切。「ないからこそ、生み出す」ことに価値がある。この考え方を大切にしながら、地域全体を学びの場とし、多様な世代が共に考え、行動できる仕組みをつくっていくことが求められる。